

◎新潟県告示第41号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成26年1月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

氏 名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
富田 隆浩	脳神経外科	糸魚川総合病院	糸魚川市大字竹ヶ花457-1	H25. 11. 21
伊藤 靖典	小児科	糸魚川総合病院	糸魚川市大字竹ヶ花457-1	H25. 11. 21
佐藤 貴雄	内科	糸魚川総合病院	糸魚川市大字竹ヶ花457-1	H25. 11. 21
高橋 慶治	内科	高橋医院	上越市大貫1019	H25. 12. 1
森山 裕之	内科	新潟労災病院	上越市東雲町1-7-12	H25. 12. 10
今井 久一	整形外科	上越地域医療センター病院	上越市南高田町6-9	H25. 12. 19